

随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)

(令和7年7月分)

物品役務等の名称及び数量	会計責任者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
東京大学との共同研究契約「ガンマ線イメージング装置とその多角的応用」	福島国際研究教育機構 総務部長 山田 哲也 (福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町6番地1)	令和7年7月29日	国立大学法人東京大学 (東京都文京区本郷七丁目3番地1号)	機構が機構以外の者と共同で研究を行う場合において、当該共同研究先の機関が使用する特殊な機器、材料、ソフトウェア又は役務作業との整合性の確保のために不可欠な代替性のない特定の研究機器、材料、ソフトウェア又は役務の契約であって、供給者が一に特定されたものであり、契約の性質又は目的が、競争を許さないことから、福島国際研究教育機構会計規則第33条の規定により、左記の相手と随意契約を行うものである。	-	7,514,000	-	-	-	-	-	
人事労務システムの利用	福島国際研究教育機構 総務部長 山田 哲也 (福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町6番地1)	令和7年7月30日	株式会社SmartHR (東京都港区六本木3-2-1住友不動産六本木グラウンドタワー)	特殊な機器の維持管理または改修であって、当該機器の開発や製作を行った一の者しか行うことができないと認められるものを当該者に行わせる契約であることから、福島国際研究教育機構会計規定第33条の規定により、左記の相手と随意契約を行うものである。	-	8,464,500	-	-	-	-	-	